

湯浅町地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和7年3月
和歌山県湯浅町

■目次

1. 背景	1
(1) 気候変動の影響.....	1
(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向.....	1
(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向.....	1
2. 基本的事項	4
(1) 目的.....	4
(2) 対象とする範囲.....	4
(3) 対象とする温室効果ガス.....	4
(4) 基準年度.....	4
(5) 計画期間.....	4
(6) 上位計画及び関連計画との位置付け.....	5
3. 温室効果ガスの排出状況	6
(1) 「温室効果ガス総排出量」.....	6
4. 温室効果ガスの排出削減目標	8
(1) 目標設定の考え方.....	8
(2) 温室効果ガスの削減目標.....	8
5. 目標達成に向けた取組	9
(1) 取組の基本方針.....	9
(2) 具体的な取組内容.....	9
6. 進捗管理体制と進捗状況の公表	10
(1) 進捗管理体制.....	10
(2) 点検・評価・見直し体制.....	10
(3) 進捗状況の公表.....	11

1. 背景

(1) 気候変動の影響

温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021年8月には、IPCC第6次評価報告書第1作業部会報告書政策決定者向け要約が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、いくつかの地域における強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年（平成27年）11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書I国（いわゆる先進国）と非附属書I国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO₂排出量を2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌2021年4月、地球温暖化対策推進本部において、2030年度の温室効果ガスの削減目標を2013年度比46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021年6月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）では、2050年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置づけ、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、さらに、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021年6月、国・地方脱炭素実現会議において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時のZEB化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置づけられています。

2021年10月には、地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、5年ぶりの改定が行われました。改定された地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて気候変動対策を着実に推進していくこと、中期目標として、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくという新たな削減目標も示され、2030年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載した目標実現への道筋を描いています。

表1 地球温暖化対策計画における2030年度温室効果ガス排出削減量の目標

温室効果ガス排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)		2013排出実績	2030排出量	削減率	従来目標
		14.08	7.60	▲46%	▲26%
エネルギー起源CO ₂		12.35	6.77	▲45%	▲25%
部門別	産業	4.63	2.89	▲38%	▲7%
	業務その他	2.38	1.16	▲51%	▲40%
	家庭	2.08	0.70	▲66%	▲39%
	運輸	2.24	1.46	▲35%	▲27%
	エネルギー転換	1.06	0.56	▲47%	▲27%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O		1.34	1.15	▲14%	▲8%
HFC等4ガス（フロン類）		0.39	0.22	▲44%	▲25%
吸収源		-	▲0.48	-	(▲0.37億t-CO ₂)
二国間クレジット制度（JCM）		官民連携で2030年度までの累積で1億t-CO ₂ 程度の国際的な排出削減・吸収量を目指す。我が国として獲得したクレジットを我が国のNDC達成のために適切にカウントする。			-

出典：環境省（2021）「地球温暖化対策計画」

<<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/keikaku/211022.html>>

2021年10月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標を2030年度までに50%削減（2013年度比）に見直し、その目標達成に向け、太陽光発電の導入、新築建築物のZEB化、電動車の導入、LED照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。また、地球温暖化対策計画において、事務事業編に関する取組は、政府実行計画に準じて取り組むこととされています。

なお、地球温暖化対策計画では、都道府県及び市町村が策定及び見直し等を行う地方公共団体実行計画の策定率を2025年度までに95%、2030年度までに100%とすることを目指すとされています。

また、「2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロ」を目指す地方公共団体、いわゆるゼロカーボンシティは、2019年9月時点ではわずか4地方公共団体でしたが、2024年12月27日時点においては1,127地方公共団体と加速度的に増加しています。なお、表明地方公共団体の人口を、都道府県と市町村の重複を除外して合計すると、1億1,500万人を超える計算になります。

2050年 二酸化炭素排出実質ゼロ表明 自治体

2024年12月27日時点



■ 東京都・京都市・横浜市を始めとする**1127自治体**（46都道府県、624市、22特別区、377町、58村）が「2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明。

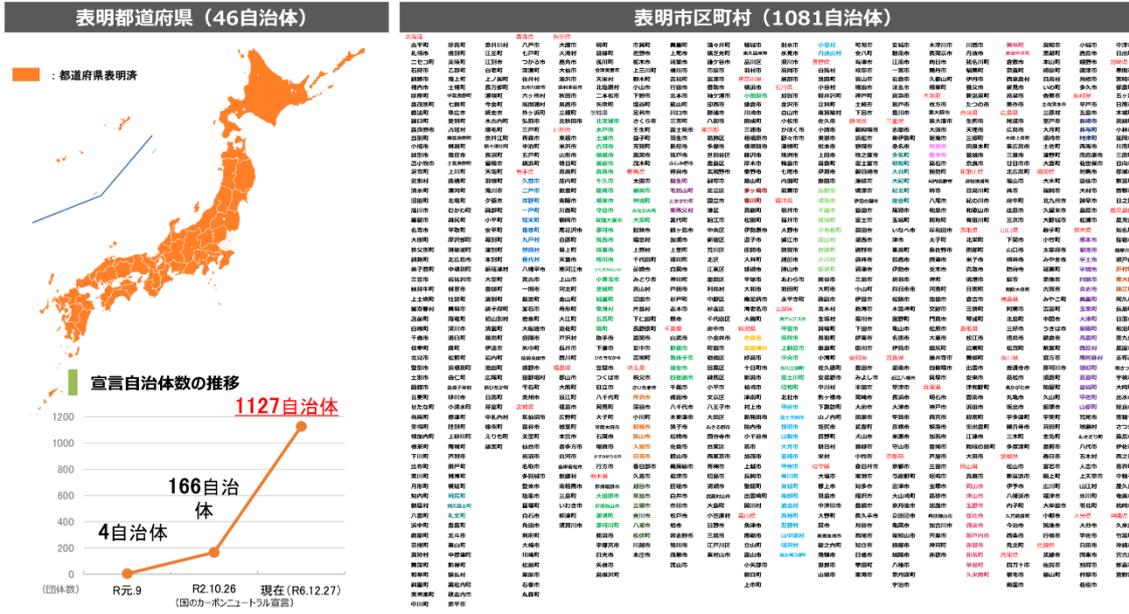


図1 2050年 二酸化炭素排出実質ゼロを表明した地方公共団体

出典：環境省（2024）「地方公共団体における2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明の状況」

<<https://www.env.go.jp/policy/zerocarbon.html>>

2. 基本的事項

(1) 目的

湯浅町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「湯浅町事務事業編」という。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第21条第1項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、湯浅町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

湯浅町事務事業編の対象範囲は、湯浅町の全ての事務・事業とします。

(3) 対象とする温室効果ガス

湯浅町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第2条第3項に掲げる7種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO₂）とします。

(4) 基準年度

2023年

(5) 計画期間

2024年度 ～ 2030年度

表2 計画期間のイメージ

項目	年度							
	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準 年度	計画 開始						目標
計画期間								

(6) 上位計画及び関連計画との位置付け

湯浅町事務事業編は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び湯浅町総合計画に即して策定します。

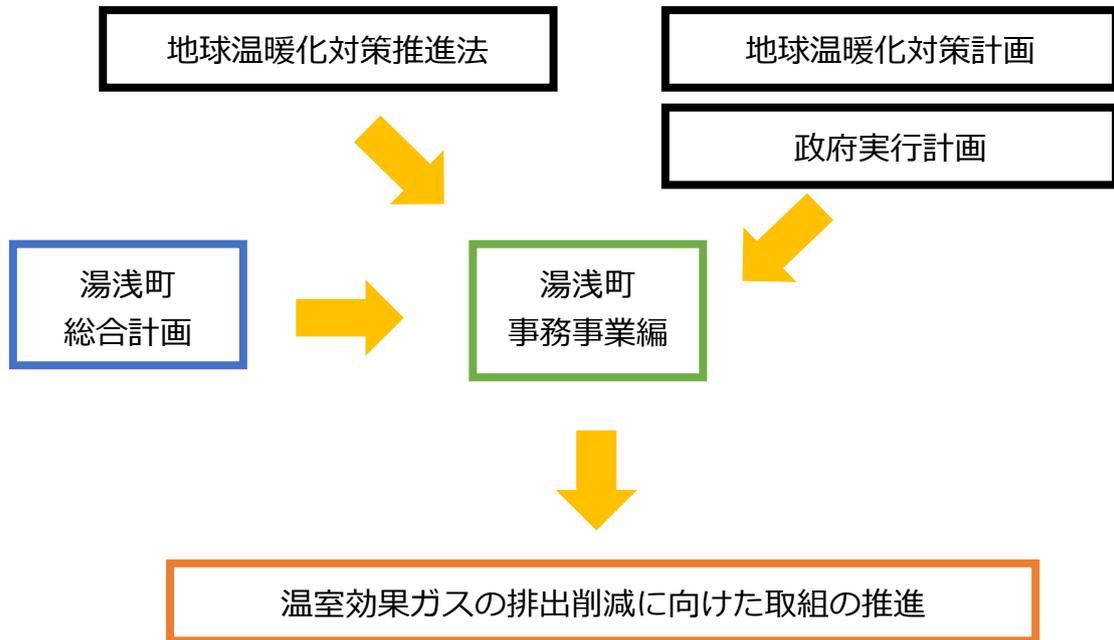


図 2 湯浅町事務事業編の位置付け

3. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

湯浅町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2023 年度において、3,385.54t-CO2 となっています。所管課別では、総務課が 5%、政策企画課が 4%、ふるさと振興課が 8%、住民生活課が 7%、福祉課が 3%、人権推進課が 11%、産業建設課が 28%、水道事務所が 22%、教育委員会が 12%、健康推進課・出納室・議会事務局が 0%となっています。エネルギー種別では、電気が全体の 76%を占め、次いで LPG15%、重油 4%、灯油 2%、ガソリン 2%、軽油 1%となっています。

表 3 各課の温室効果ガス排出量 (2023 年度)

所管課	電気 (kwh)	ガソリン (ℓ)	軽油 (ℓ)	灯油 (ℓ)	A 重油 (ℓ)	LP ガス (m ³)
総務課	315,890	1,238.5	0	0	0	9,719.4
政策企画課	204,533	2,231.1	0	430	0	7,346.2
ふるさと振興課	710,002	1,498.8	0	0	0	0
住民生活課	92,210	2029.8	6,143	18,926	51,321	0
健康推進課	0	905.9	0	0	0	0
福祉課	110,854	1,260.5	0	0	0	8,635.4
人権推進課	99,185	1,022.9	200	452.1	0	51,262.7
産業建設課	2,575,594	4,295	0	0	918	0
水道事務所	2,016,254	4,701.8	42	697	0	0
教育委員会	902,609	1,046	1,876	11,769	0	2,280
議会事務局	0	0	0	0	0	0
出納室	0	0	0	0	0	0
合計	7,027,131	20,230.3	8,261	32,274.1	52,239	79,243.7
t-CO2 換算	2,576.4	46.93	21.31	80.36	141.57	518.97
t-CO2 合計	3,385.54t-CO2					

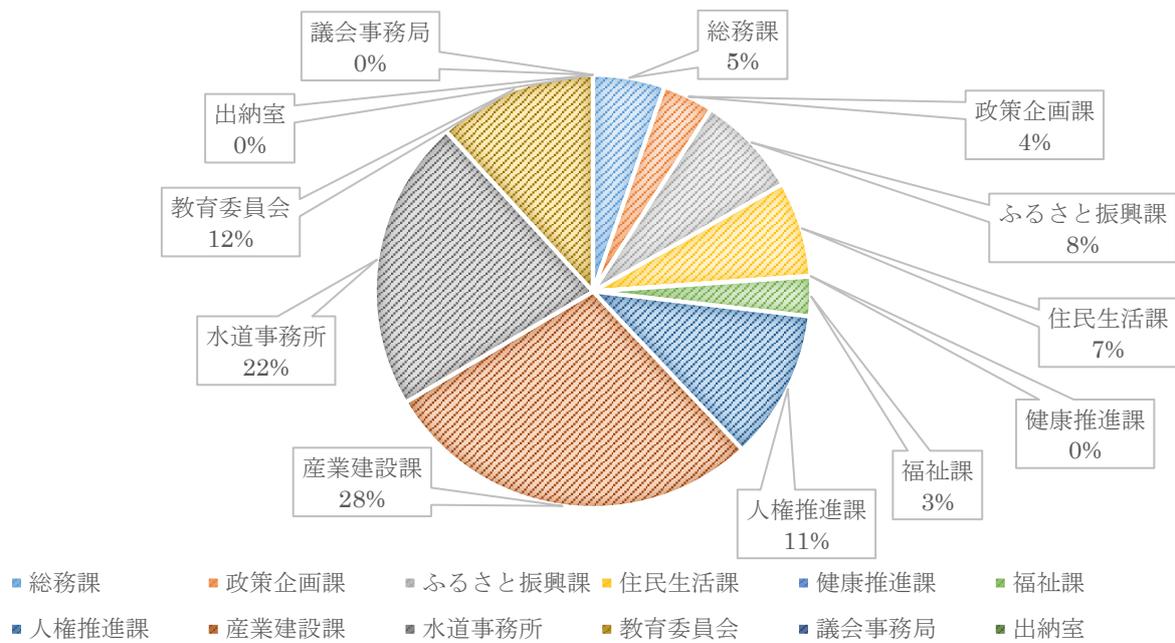


図3 所管課別排出割合

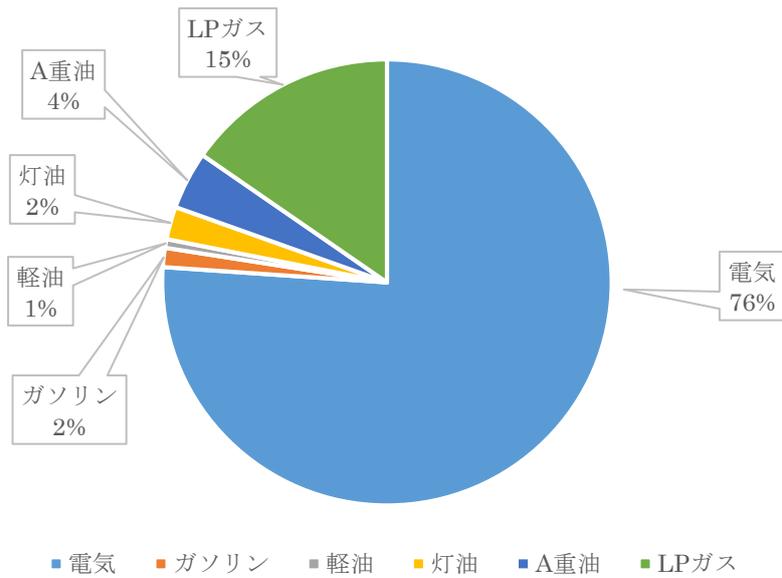


図4 エネルギー種別排出割合

4. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

地球温暖化対策計画等を踏まえて、湯浅町の事務・事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

国が掲げる「地球温暖化対策計画」が目標としている 50%（2013 年度-2030 年度比）を基準年度で按分したものを目標とします。

(2) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030 年度）に、基準年度（2023 年度）比で 20%削減することを目標とします。

※削減率計算方法… $50\% / (2030-2013) \times (2030-2023) \approx 20\%$

表 4 温室効果ガスの削減目標

	基準年度 2023 年度	目標年度 2030 年度
温室効果ガス排出量	3,385.54 t-CO ₂	2,708.43 t-CO ₂
削減率		20.0%

5. 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

(2) 具体的な取り組み内容

① 施設整備等の運用改善

- 現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。
- 照明点灯箇所の削減に努めます。
- 昼休み及び残業時には不要な照明を消灯します。
- 冷暖房について適切な温度設定をします。
- クールビズ、ウォームビズを推進します。
- 機器類の適切な管理を行い周辺の環境負荷に配慮した運用を図ります。

② 施設整備等の更新

- 新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際は、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。
- 既存設備を含めた施設全体のLED照明の導入を進めます。
- 雨水を有効に利用する設備の導入を検討します。
- 施設の更新時には環境負荷に配慮した設備に順次更新するよう努めます。
- 建築物の規模・用途に応じ、太陽光発電等の自然エネルギーの導入を検討します。

③ グリーン購入等の推進

- エコマークやグリーンマークなどがついた環境への負荷が少ない物品の調達推進に努めます。

④ 再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

⑤ 電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入

- 公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を検討し、温室効果ガスの排出量を削減します。なお、電動車とは、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、ハイブリッド車（HV）のことです。

⑥ 職員の日常の取組

- 職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- コピー機やパソコン等（OA機器）については、省電力機能を活用するなど、待機電力の削減に努めます。
- 公用車を利用する際には、エコドライブを実践します。
- ごみの再資源化を図るため、ごみの分別を徹底します。
- コピー用紙の使用量削減を図るため、両面コピーや裏面未使用のコピー用紙の再利用に努めるとともに、業務に支障のない範囲で電子化（ペーパーレス化、電子メール利用など）に努めます。

6. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 進捗管理体制

計画の着実な推進を図るために、実行計画管理統括者、実行計画推進管理者、実行計画推進責任者、温暖化対策推進委員及び事務局を設置します。

○実行計画管理統括者（町長）

実行計画管理統括者は、実行計画の取組を評価し、必要に応じて計画の見直し等の指示を行います。

○実行計画推進管理者（副町長）

実行計画推進管理者は、町における実行計画の取組の推進、進行管理、点検を行います。

○実行計画推進責任者（各課長）

実行計画推進責任者は、各課等における取組を推進、点検、評価し改善を指示します。

○温暖化対策推進員（各課代表）

温暖化対策推進員は、実行計画の推進が図られるよう所属職員に趣旨内容の周知徹底を図ります。温暖化対策推進員は、所属における実行計画の推進進行管理を図ります。温暖化対策推進員は、事務局が実施する調査に協力します。

○事務局（住民生活課）

事務局は、推進に関する庶務を行います。事務局は、各所属の推進委員に対して調査依頼を行います。事務局は、必要に応じ目標並びに修正案を作成し、実行計画推進統括者に提出します。

(2) 点検・評価・見直し体制

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、計画に沿った行動が継続的に行われているか、取組状況を定期的に把握します。

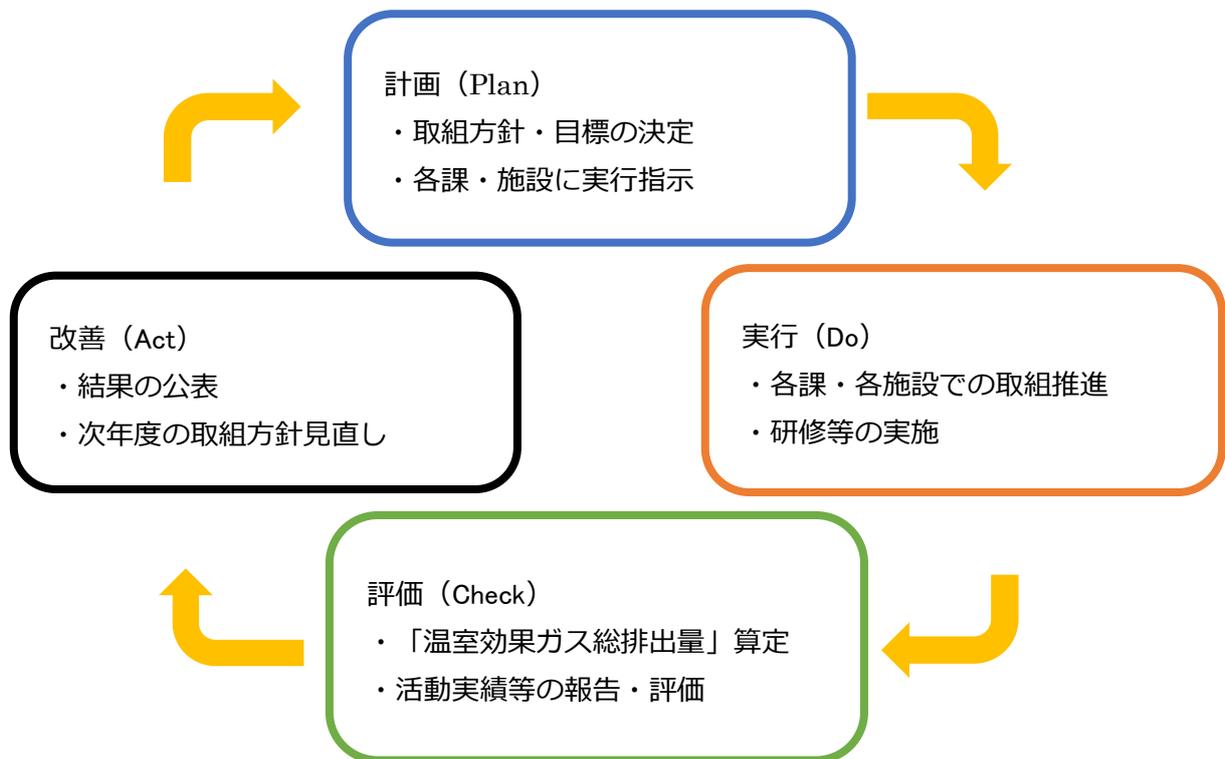


図4 PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

進捗状況は、湯浅町の広報紙やホームページ等で公表します。